（様式５）

最終更新日：令和8年10月30日

公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟　**スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明**

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.～

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）中長期基本計画『JCBL中期5ヵ年計画2023』を策定している。 （2）中長期基本計画『JCBL中期5ヵ年計画2023』を弊連盟HPにて公表している。 公開URL：https://www.jcbl.or.jp/home/jcbl/enterprise/tabid/122/Default.aspx　(3)計画策定にあたり、役職員や構成員から広く意見を集めている。	1.　『JCBL中期5ヵ年計画2023』 2.　『2023年度第88回理事会議事録』
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）人材の採用及び育成に関する計画『JCBL中期5ヵ年計画2023』を策定している。 （2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画『JCBL中期5ヵ年計画2023』を弊連盟HPに公開している公開URLhttps://www.jcbl.or.jp/home/jcbl/enterprise/tabid/122/Default.aspx （3）　計画の策定にあたり、役職員が構成員から広く意見を募っている。	1.　『JCBL中期5ヵ年計画2023』 2.　『2023年度第88回理事会議事録』
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）財務の健全性確保に関する計画『JCBL中期5ヵ年計画2023』を策定している。 （2）財務の健全性確保に関する計画『JCBL中期5ヵ年計画2023』を弊連盟HPにて公表している。 公開URL：https://www.jcbl.or.jp/home/jcbl/enterprise/tabid/122/Default.aspx　（３）計画策定にあたり、役職員や構成員から広く意見を集めている。	1.　『JCBL中期5ヵ年計画2023』 2.　『2023年度第88回理事会議事録』 3.　『会計規則 』 4.　『特定費用準備金取扱規則』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）外部理事の現在の割合は53%であり、現在の割合と同程度の外部理事の確保に努める。（２）女性理事の現在の割合は23%である。女性比率40%を目標とし2028年度の役員交代に向けて女性の立候補者が増えるよう働きかけを行っていく。	5. 『役員候補選出規則』　6. 『役員名簿』
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	（１）当協会は社団法人であるため、この項目は該当しない。	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）2023年1月アスリート委員会を設置し、年1回以上開催している。 （2）アスリート委員会の構成については性別や競技・種目のバランスに留意し、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切なの意見を組織に適切に反映させることを目指し人選を行った。（3）アスリート委員会規則第9条においてアスリート委員会の議事録をすみやかに理事会に報告することを定めている。	7. 『アスリート委員会規則』 8. 『アスリート委員会名簿』 9. 『アスリート委員会議事録』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（1）定款により理事は12名～15名と定められ現在は13名で理事会を構成している。理事会は知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置している。理事会は2025年は8回開催し2026年は7回の開催を予定している。	10.『定款』 6.『役員名簿』
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）役員候補選出規則を定めている。	5.『役員候補選出規則』
	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（1）役員理事が原則として連続して10年を超えて在任することのないよう、役員候補選出規則にて定めている。	5.『役員候補選出規則』　6.『役員名簿』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9			【例外措置】 （２）在任期間が10年を超える役員が5名在任している。（３）役員候補選出規則を2021年3月の理事会にて承認した。（４）2026年5月に開催された第15回会員総会において、実績を適切に評価し組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任することが必要であると判断され理事に選任された。	5.　『役員候補選出規則』 6.　『役員名簿』 11.　『第70回理事会議事録』 12.　『第11回会員総会議事録』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	1）2023年7月役員候補選考委員会を設置した。	13.　『役員候補選考委員会規則』 14.　『役員候補選考委員会名簿』
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（１）倫理規則、各種規則を整備している。	15.　『倫理規則』
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（１）定款、各種規程を整備している。	10.　『定款』 16.　『組織規則』 15.　『倫理規則』 3.　『会計規則』 17.　『企画委員会規則』　18.　『競技委員会規則』　19.　『人事委員会規則』 20.　『センター協議委員会規則』　21.

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（１）各種規程を整備している。	16.『組織規則』 23.『個人情報保護規則』　24.『リスク管理規則』
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（１）給与規則をはじめ、各種規程を整備している。	25.『給与規則』 26.『役員報酬規則』 27.『国内旅費細則』
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（１）定款に定めるほか、各種規程を整備している。	4.『特定費用準備金取扱規則』　3.『会計規則』 10.　『定款』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（１）競技会主催・公認規則、公認クラブ規則を整備している。	28.　『競技会主催・公認規則』　29.　『公認クラブ規則』
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（１）代表選抜規則にて、選手選考について定めている。代表を選抜することだけを目的とした代表選抜試合には、直近に他国の代表になった者等の例外を除き全ての競技選手が参加でき、その試合の勝者が自動的に代表に決定される。他の国内や国際試合の試合結果は影響しない。よって公平な代表選考となっている。 （２）代表選抜規則は日本代表でなく利害関係のない代表選抜委員会の４名で検討し作成した規則案を理事会承認で決定した。	30.　『代表選抜規則』 31.　『代表選手細則』
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（１）公認ディレクター規則にて、審判員の資格と認定方法を定めている。また、具体的な大会を担当する審判員の人選は競技会事業部が担当し、担当理事および担当職員数名による合議で決定をすることで、審判の起用に関する公平性・客観性を確保している。	32.　『公認ディレクター規則』

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（１）法律相談の全般として、弁護士との顧問契約を締結し、弁護士に日常的に相談や問い合わせができる体制を整えている。 （２）役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行っていくことで役職員の法的知識の修得に努めることとした。	33.　『弁護士との顧問契約書』
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（１）2023年1月にコンプライアンス委員会を設置し、同年7月に1回目のコンプライアンス委員会を開催した。その後も年に1回以上開催している。 （２）2023年7月に開催された第1回コンプライアンス委員会においてコンプライアンス委員会の役割を法令遵守及びそのためのコンプライアンス教育を役職員に適切に行っていく役割を確認した。それに加えて、役職員への啓発活動の具体的な実施について検討した。	34.　『コンプライアンス委員会規則』 35.『コンプライアンス委員会名簿』 36.　『コンプライアンス委員会議事録』
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）コンプライアンス委員会の構成員に有識者を配置し、構成員に1名の弁護士を配置している。	35.『コンプライアンス委員会名簿』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）役職員向けのコンプライアンス教育を年1回以上実施している。	
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）選手及び指導者に対するコンプライアンス教育を年1回以上実施している。	
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）ディレクターを対象としたコンプライアンス講習会を年に1回以上実施している。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（１）法律事務所との顧問契約を締結している。日常的にいつでもすぐ連絡して相談することができ、指導を受けられている。 （２）監査法人との監査契約を締結している。	33.　『弁護士との顧問契約書』 37.　『監査契約書』 38.　『顧問弁護士・会計監査人名簿』
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（１）規則を整備し、公正な会計原則を遵守している。公認会計士の会計監査人が1年間で約12日の実地の監査業務を行い、細かく確認を行っている。（２）社会的な経験を有する知識と人間性の確かな人物が監事を務めている。 （３）公認会計士が監査を実施したあとに、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	10.　『定款』 3.　『会計規則』 4.　『特定費用準備金取扱規則』 39.　『監事名簿』 40.『監査報告書』
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（１）日本スポーツ振興センター助成金については、スポーツ振興基金助成金交付要綱、および法令を遵守し、実施要領に従って対象活動を行っている。	41.　『スポーツ振興基金助成交付要綱』 42.　『スポーツ振興基金助成実施要領』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（1）財務情報等について、法令に基づき事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書を開示している。 公開URL：https://www.jcbl.or.jp/home/jcbl/enterprise/tabid/122/Default.aspx	43.　『情報公開規則』 44.　『事業報告書』 45.　『正味財産増減計算書』 46.　『貸借対照表』 47.　『財産目録』 48.　『事業計画書』 49.　『収支予算書』
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（１）代表選抜規則、代表選抜委員会規則を定めており、開示している。 公開URL：https://www.jcbl.or.jp/home/jcbl/regulation/tabid/124/Default.aspx	30.　『代表選抜規則』 50.　『代表選抜委員会規則』
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（１）ガバナンスコードの遵守状況を開示している。 公開URL： https://www.jcbl.or.jp/Portals/0/pdf/game/2022/2022%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%85%AC%E8%A1%A8%E5%86%85%E5%AE%B9%E3%80%8010%E6%9C%8826%E6%97%A5.pdf	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（１）倫理規則を定め、利益相反に関する規則を整備している。（２）利益相反ポリシーに基づいた規則を整備し、利益相反を適切に管理している。	15.「倫理規則』
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	（１）利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	51.『利益相反ポリシー』
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（１）通報制度を設けている。WEBサイトへの掲載を通じて弊連盟の関係者に周知を行っている。 通報窓口URL：https://www.jcbl.or.jp/home/jcbl/inquiry/tabid/1696/Default.aspx　（２）（３）（４）2023年12月にリスク管理規則を修正し、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課すこと、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いとその情報管理を徹底することについて、及び通報窓口を利用したことを理由として相談者に対して不利な取扱いを行うことを禁止することを規則の中で定めた。（５）2024年以降の役職員の研修の中で、通報が正当な行為として評価されるべきものであるとの意識付けを今後徹底することとした。	24.　『リスク管理規則』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（１）通報制度は、弁護士を含む構成となっている。通報制度の設置にあたって弁護士と相談を行った。通報制度の運用について、適宜弁護士と検証を行っている。	24.　『リスク管理規則』
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	（１）懲戒規則にて、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容、及び処分に至るまでの手続について定めている。 （２）懲戒規則をWEBサイト上で公開することで懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容、及び処分に至るまでの手続を周知している。（３）懲戒規則において。処分審査を行うにあたって処分対象者に対し聴聞の機会を設けることを定めている。（４）懲戒規則において、処分結果を処分対象者に対し書面にて告知すると定めている。 公開URL：https://www.jcbl.or.jp/home/jcbl/regulation/tabid/124/Default.aspx	52.　『懲戒規則』 24.　『リスク管理規則』 15.　『倫理規則』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（１）懲戒規則を定めている。	52.『懲戒規則』
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（１）組織規則にて、弊連盟における懲罰や紛争について公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。（２）自動応諾条項の対象事項には懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むあらゆる決定を広く対象に含んでいる。（３）申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	16.　『組織規則』

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（１）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知を行っている。	16.　『組織規則』
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（１）リスク管理規定を定め、コンプライアンス委員会を設置し、懲戒規則において調査委員会を定め、危機管理体制を構築している。（２）リスク管理規則を定め、危機管理マニュアルを策定している。（３）リスク管理規則に中で不祥事対応の一連の流れについて定めている。（４）リスク管理規則の中に不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを定めている。	24.　『リスク管理規則』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	（1）JCBLにおいては過去4年において不祥事は発生していない	24.　『リスク管理規則』

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	（１）JCBLにおいては過去4年において不祥事は発生していない	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（１）定款第5条、及び公認クラブ規則において、JCBLと地方センターおよびクラブとの権限関係を明確にしている。公認クラブの役割を明記するよう公認クラブ規則の改定を2023年12月に行った。 （２）（３）公認クラブ規則において、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針など定めており、それに沿って指導、助言、及び支援を行っている。	29.『公認クラブ規則』 10.　『定款』 53.『公認クラブとの関係図』
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（１）全国の地方組織の運営者を集めた地方クラブ会議を年1回開催し、情報提供、支援の相談、意見の吸い上げなどを行っている。全国の地方組織に対して状況に応じた研修、指導を行っている。	54. 地方クラブ会議議事録